

平成31年第2回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成31年3月4日（第1日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

1 番	友 田 香将雄	9 番	吉 岡 英 允
2 番	重 富 邦 夫	10番	片 渕 彰
3 番	中 村 秀 子	11番	草 場 祥 則
4 番	定 松 弘 介	12番	井 崎 好 信
5 番	川 崎 一 平	13番	内 野 さよ子
6 番	前 田 弘次郎	14番	西 山 清 則
7 番	溝 口 誠	15番	溝 上 良 夫
8 番	大 串 武 次	16番	片 渕 栄二郎

2. 不応招議員は次のとおりである。

な し

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	田 島 健 一	副 町 長	百 武 和 義
教 育 長	北 村 喜久次	総 務 課 長	松 尾 裕 哉
企画財政課長	井 崎 直 樹	税 務 課 長	木 下 信 博
住 民 課 長	門 田 和 昭	保健福祉課長	大 串 靖 弘
長寿社会課長	矢 川 又 弘	生活環境課長	小 池 武 敏
水 道 課 長	中 村 政 文	下水道課長	片 渕 徹
農業振興課長	堤 正 久	産業創生課長	久 原 浩 文
農村整備課長	笠 原 政 浩	建 設 課 長	喜 多 忠 則
会 計 管 理 者	西 山 里 美	学校教育課長	吉 岡 正 博
生涯学習課長	千 布 一 夫	農業委員会事務局長	久 原 雅 紀
白石創生推進専門監	坂 本 博 樹	収納対策専門監	川 崎 直
保 険 専 門 監	小 川 善 秋	健康づくり専門監	武 富 健
農村整備専門監	稲 富 道 広	主任指導主事	石 橋 佳 樹

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 小 柳 八 束
議 事 係 長 中 原 賢 一
議 事 係 書 記 緒 方 千鶴子

7. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

8 番 大 串 武 次 9 番 吉 岡 英 允

8. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案上程（提案理由の説明）

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）

9時30分 開会

○片渕栄二郎議長

ただいまから平成31年第2回白石町議会3月定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

諸般の報告を行います。

各報告書、資料等については、事務局において閲覧に供しますので、御確認をお願いします。

また、監査委員からの定期監査例月出納検査の報告、水道事業者からの佐賀西部広域水道企業団の議会定例会報告を配付していますので、御確認をお願いします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、地方自治法第121条の規定による議会の出席要求に対する執行機関側の説明員はお手元の名簿のとおりです。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

白石町議会会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、大串武次議員、吉岡英允議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、2月19日の議会運営委員会において今期定例会に上程される議案等の件数及び一般質問の通告等について審査の結果、既に配付しております会期日程（案）のとおり本日から3月15日までの12日間にしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本日から3月15日までの12日間に決定しました。

日程第3

○片渕栄二郎議長

日程第3、町長から議案が提出されています。これは皆様に配付している一覧表のとおりです。条例7件、指定管理者関係1件、事務の受託2件、町道の路線変更1件、人事2件、予算11件、以上24件の議案を一括して議題とします。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。あわせて平成31年度施政方針の説明があります。

○田島健一町長

皆さんおはようございます。

本日、平成31年第2回白石町議会定例会の開会に当たりまして、平成31年度の町政運営に関する施政方針及び提案いたしました議案の概要を御説明申し上げます。

まず、平成31年度施政方針を申し上げます。

私が平成25年2月に町民の皆様から白石町長として負託を受けまして、はや6年が経過いたしました。平成31年度は、町長任期2期目の折り返しの年であり、私の公約であります笑顔で元気に暮らせる豊かな町をつくっていき、各種政策をさらに推進してまいります。

第1点目に、本年6月1日に開業いたします道の駅しろいしにつきましては、たくさんの方々の思いの結晶であり、本町の夢を詰め込んでオープンいたします。本町の魅力を存分にPRし、全国の皆さんに本町へ足を運んでもらい、特産物やおいしいもの、町内のすばらしい名所などにも触れていただき、交流人口や関係人口の増加、ひいては移住・定住促進にもつなげてまいります。この道の駅しろいし、そして有明海沿岸道路福富インターチェンジの供用開始をにらみ、今後のまちづくりにどう活かしていくかが大きな鍵となりますので、引き続き皆さん方の御支援をお願いいたします。

第2点目は、子育て支援に関することでございます。

白石町まち・ひと・しごと創生総合戦略に目標に掲げております子育て世代包括支援センターを平成31年度中に設置をいたします。これにより、子育てに関する切り目のない支援を充実させてまいります。また、有明ふたば保育園と認定こども園ありあけ幼稚園の施設整備に関しまして、町といたしましても支援を行います。

第3点目は、地方創生の取り組みに関することでございます。

白石町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも重要視いたしております地域づくり協議会につきましては、地域の課題の解決などのため、白石町協働による地域づく

り検討委員会の21名のメンバーの皆様が7回にわたる熱心な協議を重ねていただき、本年1月に町民協働による地域づくりに関する方向性を示していただきました。今後、この方向性に基づいて丁寧な説明を行いながらモデル地区を募集してまいりますので、皆様の御協力をお願いいたします。さらに、白石町の主要産業である農業の担い手確保などのために行っております白石農業塾につきましては、引き続き研修生を受け入れ、トレーニングファーム事業とあわせて推進してまいります。

第4点目は、農業農村の整備に関することでございます。

現在、関係の皆様大変御尽力をいただいております多面的機能活動、いわゆる農地・水につきましては、各共同活動組織の課題として上げられる運営や事務的な手続に関する支援を行うための組織を立ち上げる計画を進めております。これにより、各組織の継続的な運営を図ってまいります。

第5点目は、町の持続的な運営に関することでございます。

町職員数の削減や役場行政組織のスリム化を図りつつ、町の資産である公共施設につきまして、町営住宅や土地改良施設などを含む各種施設の長寿命化のための計画を策定し、財政負担の軽減を図ります。また、国営筑後川下流土地改良事業の完了に伴い支払いが必要な負担金につきまして、一括して支払うことにより将来的な負担の大幅な軽減を図ります。

第6点目は、子供たちのよりよい教育環境づくりに関することでございます。

町の重要な課題である町内小・中学校の統合再編につきまして、白石町学校統合再編審議会委員の皆様や議会の皆様の御協力をいただき、本格的な論議をスタートさせてまいります。

そのほか、ひとづくり、農林水産業、商工業の振興、災害に強いまち、交通など安全なまちなど、各種の取り組みにつきましても着実に行ってまいります。

次に、提案議案につきまして御説明申し上げます。

条例案件につきましては、一部改正が7件ございます。

議案第2号「白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第3号「白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第4号「白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、人事院勧告及び佐賀県人事委員会勧告に鑑み、それぞれの給与等の改定を行うものでございます。議案第5号「白石町課設置条例の一部を改正する条例について」は、役場行政組織のスリム化のため、生活環境課と下水道課を統合するものでございます。議案第6号「白石町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」は、関係法令の改正に伴い、本町条例の改正を行うものでございます。議案第7号「白石町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例について」は、祝い金の額などの見直しを行うものでございます。議案第8号「白石町水道事業における技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例について」は、関係省令の改正に伴い、本町条例の改正を行うものでございます。

次に、条例外案件ですが、議案第9号「白石町道の駅しろいしの指定管理者の指定について」は、道の駅しろいしの管理を地域振興団体道の駅しろいしカンパニーに行

わせることについて議会の議決を求めるものでございます。議案第10号「土地改良事業の事務の受託について」、議案第11号「土地改良事業の事務の受託変更について」は、国営筑後川下流土地改良事業に係る事務の受託等につきまして議会の議決を求めるものでございます。議案第12号「町道の路線変更について」は、町道下蓑具4号線の路線の変更につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、人事案件ですが、議案第13号及び議案第14号の「人権擁護委員候補者の推薦について」は、法務大臣が委嘱する人権擁護委員の候補者として、再任の片渕直樹氏と、新たに横尾良人氏を推薦することにつきまして議会の意見を求めるものでございます。

最後に、予算案件が11件ございます。

議案第15号から議案第20号までは、平成30年度予算に関する各会計の所要の補正をお願いするものでございます。議案第21号から議案第25号までは、各会計の平成31年度当初予算につきまして議決を求めるものでございます。

人事案件を除く各議案及び報告の詳細につきましては、各課長が後もって御説明いたします。

結びになりますが、今議会に提案いたしました全24議案につきまして十分なる御審議を賜りますようお願い申し上げますとともに、平成31年度も町職員と一丸となって町政運営に取り組んでまいりますので、町議会及び町民皆様の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

○片渕栄二郎議長

次に、人事案件を除く議案について補足説明を求めます。

○松尾裕哉総務課長

おはようございます。

今議会に上程いたしました総務課所管の議案第2号から議案第4号につきまして御説明をさせていただきます。

まず、議案第2号「白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」につきまして御説明をいたします。

提案理由にありますとおり、人事院勧告及び佐賀県人事委員会勧告によりまして、白石町職員の給与に関する条例の一部を改正することをお願いするものでございます。

議案書の次、条例案の1ページ目をごらんください。

今回の改正の概要を申し上げますと、まず第1点目といたしまして、第16条に規定しております宿日直手当の勤務1回に係る支給額の引き上げ、2点目といたしまして、第22条に規定しております勤勉手当の支給月数の引き上げ、最後に3点目といたしまして、民間給与との格差解消のため、別表第1に規定をいたしております行政職給料表の水準の引き上げという内容になっておりまして、その内容を第1条と第2条に分けて改正をするものでございます。

まず、第1条の改正内容を新旧対照表により御説明をいたします。

新旧対照表の10分の1ページをごらんください。

第16条第2項の宿日直手当につきまして、現行の4,200円を4,400円へ200円引き上げるものでございます。なお、括弧書きにつきましては、午前中の半日勤務が設けられている日、いわゆる2分の1の執務時間が設けられている日の退庁時から引き続いて翌朝の登庁時刻まで行われる宿直勤務につきましては、手当の額が1.5倍の額となりますことから、6,300円を6,600円へ300円引き上げるものでございます。

次に、10分の2ページをごらんください。

第22条の勤勉手当につきまして、第2項第1号では、職員について12月の支給率を0.9月から0.95月に0.05月分引き上げるものでございます。

また、第2号では、再任用職員について12月の支給率を0.425月から0.475月に0.05月分引き上げるものでございます。

次に、中ほどの第5項の改正につきましては、規定の内容自体を変更するものではなく、基準日及び支給日の定義が及ぶ範囲を括弧書きの中でより限定してわかりやすく規定する形に改めるものでございます。

最後に、行政職給料表につきましては、民間給与との格差解消のため、若年層に重点を置きながら2,500円から100円の範囲で給料表の水準を引き上げるものでございます。

次に、条例案第2条の改正内容でございますが、10分の9ページをごらんください。

第19条の期末手当につきまして、平成31年度以降の6月期及び12月期を均等にするため、第2項で職員について支給月数を6月期及び12月期ともに1.3月とするものでございます。

同じく第3項で、再任用職員について支給月数を6月期及び12月期とも0.725月とするものでございます。

次に、10分の10ページをごらんください。

第22条の勤勉手当につきましても、平成31年度以降の6月期及び12月期を均等にするため、第2項第1号で職員について支給月数を6月期及び12月期ともに0.925月とするものでございます。

同じく第2号で再任用職員について支給月数を6月期及び12月期ともに0.45月とするものでございます。

以上が新旧対照表の説明でございます。

最後に、条例案の附則の概要につきまして御説明いたします。

条例案の7ページ目をごらんください。

附則第1条につきましては、この条例は公布の日から施行するとともに、第1条の規定につきましては平成30年4月1日から適用し、第2条の規定につきましては平成31年4月1日から施行するものでございます。

また、附則第2条につきましては、改正後の給与条例におきまして給与を支払う場合に、今年度既に支払っている給与につきましては内払い扱いとし、今回の改正により増額になった差額だけを後日支払いするための規定でございます。

以上で議案第2号の説明を終わります。

次に、議案第3号「白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について」につきまして御説明いたします。

議案書 2 ページ目の条例案をごらんください。

本条例案につきましては、白石町職員の給与に関する条例の改正に伴い改正するものでございまして、期末手当の支給率を0.05月分引き上げる内容を第1条と第2条に分けて改正をするものでございます。

まず、条例案第1条の改正内容につきまして、新旧対照表の2分の1ページをごらんください。

第6条の期末手当につきまして、これまでの12月の支給月数1.725月を1.775月に0.05月分引き上げるものでございます。

次に、第2条の改正内容につきまして、新旧対照表の2分の2ページをごらんください。

第6条の期末手当につきまして、平成31年度以降の6月期及び12月期の期末手当を均等にするため、支給月数を6月期及び12月期ともに1.675月とするものでございます。

2枚目に戻っていただきまして、条例案の附則の内容を説明させていただきます。

附則第1項及び第2項につきましては、この条例は公布の日から施行するとともに、第1条の規定につきましては平成30年12月1日から適用し、第2条の規定につきましては平成31年4月1日から施行するものでございます。

また、附則第3項につきましては、改正後の町長等給与条例におきまして期末手当を支払う場合に、今年度既に支払っている期末手当につきましては内払い扱いとし、今回の改正により増額になった差額だけを後日支払いするための規定でございます。

以上で議案第3号の説明を終わります。

最後に、議案第4号「白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」につきまして御説明いたします。

議案書 2 ページ目の条例案をごらんください。

本条例案につきましても、議案第3号と同様の改正をお願いするものでございまして、第6条の期末手当につきまして、これまでの12月の支給月数1.725月を1.775月に0.05月分引き上げるものでございます。

また、平成31年度以降の6月期及び12月期の期末手当を均等にするため、支給月数を6月期及び12月期ともに1.675月とするものでございます。

附則につきましても、議案第3号と同様の内容となっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂本博樹白石創生推進専門監

おはようございます。

議案第5号「白石町課設置条例の一部を改正する条例について」につきまして御説明いたします。

今回、生活環境課と下水道課を統合し生活環境課とする組織機構改革に伴い、条例の一部を改正する必要があるためお願いするものでございます。

理由といたしまして、昨年4月に策定いたしました第1次白石町行政経営プランに基づく簡素で効率的な行政組織機構の実現とスリム化の推進を図るための取り組みで

あり、あわせて環境行政への一体的な事務事業の推進を図るためでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で御説明いたします。

新旧対照表の2分の1ページをごらんください。

左側が改正案、右側が現行でございます。

先ほど説明いたしましたように、生活環境課と下水道課を統合し生活環境課とするため、現行第1条の中の下水道課を削除いたしております。

次に、2分の2ページをごらんください。

現行第10条下水道課の所掌事務、第1号から第3号までの事務を生活環境課の所掌事務とするため、改正案第8条の生活環境課の所掌事務に第4号から第6号まで追加するものでございます。

また、現行第10条下水道課の所掌事務を削除することで、第11条以下の条を1条ずつ繰り上げるものでございます。

以上で説明は終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○大串靖弘保健福祉課長

おはようございます。

それでは、保健福祉課所管でございます議案第6号「白石町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」御説明申し上げます。

条例案の2ページをお開きください。

今回の条例改正につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給に関する法律施行令が改正されたことに伴い、白石町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する必要があるとございますので、議会の議決を求めるものでございます。

改正内容といたしましては、法律により3%に固定されている災害援護資金の貸付利率につきまして、市町村の判断で災害援護資金が低い利率での貸し付けを可能とし、被災者ニーズに応じた貸し付けを実施できるよう、年3%以内で条例で定める率と改められることに伴い、条例で年3%以内で町長が別に定めるとし、規則でその利率を定めるものでございます。規則で定める利率は、東日本大震災時の特例による災害援護資金貸し付けが当時の母子寡婦福祉資金の利率等を参考とされた例により、母子寡婦福祉資金を参考とするものでございます。現在1%でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

3ページ目をお開きください。

右側第14条第1項を左のように保証人を絶対条件から任意とすることに変え、2項3項を追加し、2項で利率の設定、3項で保証人の規定を追加しております。

第15条1項中、「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条中、保証人を削り、施行令の繰り上げによる「第12条」を「第11条」に改めるものでございます。

施行日は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明は終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○矢川又弘長寿社会課長

おはようございます。

議案第7号「白石町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例について」御説明申し上げます。

新旧対照表2分の1ページをごらんください。

第3条祝い金の額でございます。

これまで長年にわたり社会に貢献された高齢者の方に対しまして敬意を表するとともに、80歳1万円、85歳1万5,000円、90歳2万円、95歳3万円、100歳以上の方には毎年5万円を給付してまいりました。健康意識の高まりや生活習慣の改善、医療費の水準の向上により、日本は世界でも有数の長寿国となりました。白石町も平成31年度100人以上の方が55人になると見込まれています。平成17年合併当初の給付対象者は608人で給付総額929万円でしたが、平均寿命の伸長により給付対象の方がふえ、見直しを行わない場合、平成31年度の祝い金給付総額は平成17年度合併当初に比べまして56%増の1,455万円、また団塊の世代の方が75歳以上の後期高齢者となられる2025年には83%増の1,700万円前後になると推計いたしており、祝い金給付自体の継続が危ぶまれる状況です。

合併後14年を経て、合併特例の財政措置も期限を迎え、限られた財源の中、これから80歳の節目を迎えられる方にも祝い金を給付いたしたく、給付額を一律1万円とする見直しをお願いしたいと思っております。健康寿命対策、介護予防対策、認知症対策、在宅支援などやいこカーの公共交通の拡充などの福祉の財源に充てたいと考えております。皆様で支え合う仕組みといたしたく、苦渋の選択となりましたことを御理解いただければと思います。

なお、新旧対照表2条及び4条の改正は、支給日を9月15日としたものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中村政文水道課長

おはようございます。

それでは、水道課所管の議案第8号、議案第20号及び議案第25号について御説明いたします。

議案第8号「白石町水道事業における技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例について」御説明申し上げます。

提案理由のとおり、今回学校教育法の一部を改正する法律、及び技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴いまして、白石町水道事業における技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する必要があるためです。

次ページの条例案をお開きください。

学校教育法の一部を改正する法律においては、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、専門職大学及び専門職短期大学の制度が創設されました。専

門職大学の前期課程を修了した者については、短期大学を卒業した者に相当することとなるため、大学等卒業者に専門職大学の前期課程修了者が含まれる旨を条例上明記するものでございます。

また、技術士法施行規則の一部を改正する省令においては、現在の技術士試験の第2次試験について選択科目を見直すこととされ、上下水道部門についても選択科目の水道環境が上水道及び工業用水道に統合され削除されることに伴い、本条例に規定している資格要件について所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は平成31年4月1日から施行することといたしております。

また、経過措置といたしまして、この条例の施行前に行われた技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち、上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択した者は、この条例による改正後の白石町水道事業における技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例第3条第8号の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上下水道及び工業用水道を選択したものとみなすということを追記しております。

以上で白石町水道事業における技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

続きまして、議案第20号「平成30年度白石町水道事業会計補正予算（第1号）」につきまして、その概要を補正予算書の13ページからの説明資料により御説明申し上げます。

次の14ページをお開きください。

水道事業収益の主なものについて御説明いたします。

営業収益の中の給水収益の水道料金でございますが、給水人口の減少や住民、事業所等の節水意欲の高揚により、使用水量が当初想定より落ち込んでいることによりまして、1,500万円の減額をいたしております。

また、営業外収益の中の他会計補助金で一般会計補助金でございますが、上水道高料金補助金の繰り出し基準額の変更、及び補助率の変更による補正によりまして、2,500万円の減額としております。

続きまして、15ページをごらんください。

水道事業費用の主なものについて御説明いたします。

営業費用の中の総係費でございますが、人事異動及び人事院勧告による減額の補正でございます。

16ページをお開きください。

資産減耗費の中の固定資産除却費でございますが、本年度の建設改良費に伴う水道管の移設工事及び旧水道施設の解体による増額の補正でございます。

これにより、今回の補正で、14ページの水道事業収益は総額5億4,522万2,000円、15ページの水道事業費用は総額6億4,084万4,000円とするものでございます。

続きまして、17ページをお開きください。

資本的収入の工事負担金でございますが、消火栓設置費について、今年度につきましては1箇所でありましたので、60万円を減額するものでございます。

次に、資本的支出の建設改良費の設備工事費でございますが、当初計画しておりました工事箇所の設計委託を変更したことによりまして、委託料248万4,000円を減額するものでございます。

今回の補正により、資本的収入総額3,334万6,000円、資本的支出総額1億3,968万2,000円となっております。なお、その収支不足につきましては、2ページの上段、第3条に記載しておりますとおり、不足する額1億633万6,000円は資本的収支調整額741万1,000円、損益勘定留保資金9,892万5,000円で補填することとしております。

以上で補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第25号「平成31年度白石町水道事業会計予算」について御説明申し上げます。

まず、1ページをお開きください。

業務の予定量でございますが、給水戸数6,770戸、年間総給水量173万4,840立方メートル、1日の平均給水量を4,740立方メートルと定めております。給水量につきましては、責任水量の約46%として見込んでおります。また、主な建設改良事業は配水管布設替え等の設備工事費として1億1,980万円を予定しております。

同じく1ページの第3条収益的収支の収入でございますが、水道事業収益5億5,962万9,000円とし、うち営業収益4億8,054万1,000円、営業外収益7,908万8,000円を予定しております。一方、収益的支出でございますが、水道事業費用総額を6億4,188万8,000円とし、うち営業費用を5億6,748万3,000円、営業外費用1,325万5,000円、特別損失及び予備費合わせまして6,115万円とするものでございます。これにより、本年度も前年度に引き続き旧水道施設の解体処分などの経費の増加等で、収益的収支の差し引きで税込み8,225万9,000円の純損失となっております。

続きまして、2ページをお開きください。

第4条資本的収支でございますが、資本的収入合計を2,937万9,000円とし、内訳は工事負担金として1,120万円、他会計補助金として1,817万9,000円を計上しております。

続いて、資本的支出でございますが、資本的支出合計を2億1,574万5,000円とし、その内訳は建設改良費1億7,517万6,000円、企業債償還金4,056万9,000円とするものでございます。

それでは、予算の詳細につきまして、25ページ以降の予算説明資料で御説明いたします。

26ページをお開きください。

まず、水道事業収益の営業収益では、水道事業の根幹をなします給水収益を4億7,990万円としております。

次に、27ページ、営業外収益の主なものといたしまして他会計補助金でございますが、地方公営企業繰出金制度に基づき高料金対策補助分と統合簡水補助金利子相当分として、一般会計より合わせて1,980万5,000円をお願いするものであります。なお、内容につきましては、当初予算説明資料の36ページに掲載しております。

また、同じく営業外収益といたしまして、国庫補助金や工事負担金に係る長期前受金戻入を3,679万2,000円計上いたしております。これらによりまして、水道事業収入の総額は5億5,962万9,000円となっております。

続きまして、28ページをお開きください。

水道事業費用の営業費用、原水及び浄水費を2億7,978万8,000円といたしました。このうち28ページ最下段の受水費でございますが、2億7,574万円を計上しております。これは、営業費用総額の約48%を占めておるところです。

次に、29ページでは配水及び給水費6,109万6,000円を計上しておりますが、量水器の取りかえ委託料や配水管などの修繕費、舗装復旧費が主な内容でございます。

次に、30ページをお開きください。

総係費7,942万円でございますが、水道課職員8名分の人件費と量水器検針委託料が主な支出内容となっております。なお、人件費等の内容につきましては、この予算書の12ページから16ページに掲載をしております。

続きまして、32ページをお開きください。

中段の減価償却費は、水道施設の減価償却といたしまして1億4,715万7,000円を計上いたしております。

次に、33ページの営業外費用につきましては、企業債の償還利息925万3,000円を計上し、また中ほどの特別損失の欄では、主な旧簡易水道施設6箇所の解体整備工事費といたしまして6,000万円を計上しております。なお、この解体整備工事につきましては、当初予算説明資料103ページに掲載いたしております。

28ページに戻ってまいりまして、これらにより水道事業費用の総額は6億4,188万8,000円となっております。

続きまして、34ページをお開きください。

資本的収支でございますが、資本的収入の工事負担金1,120万円、一般会計補助金として統合簡水の企業債元金の繰入金1,817万9,000円を予定しております。

35ページの資本的支出につきましては、建設改良費の中の設備工事費として老朽管更新工事や町道改良工事に伴う配水管布設替工事等で、1億1,980万円を計上いたしております。詳しくは、当初予算説明資料の104ページに掲載いたしております。

また、固定資産購入費としまして、電気計装設備である水道施設の監視システムの老朽化に伴う更新工事として、5,537万6,000円を計上しております。

次に、企業債償還金の元金償還額といたしまして4,056万9,000円を計上しております。

これにより資本的収入総額は2,937万9,000円、資本的支出総額は2億1,574万5,000円となっております。なお、その収支不足につきましては、2ページの上段、第4条に記載しておりますとおり、不足額1億8,636万6,000円は、資本的収支調整額1,575万4,000円、損益勘定留保資金1億7,061万2,000円で補填することとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○久原浩文産業創生課長

では、私のほうから産業創生課所管の議案第9号「白石町道の駅しろいしの指定管理者の指定について」を御説明いたします。

本議案は、提案理由のほうにも記載いたしておりますが、公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定につきましては、地方自治法の規定により議会の議決が必要であります。今回、公の施設として新設する道の駅しろいしの管理につきまして、地域振興団体道の駅しろいしカンパニーを指定管理者に指定いたしたく、議会の議決をお願いするものでございます。

地域振興団体道の駅しろいしカンパニーは、町内有志一同を中心に発足した任意団体であります。道の駅しろいしにおいて、道路利用者への良好な休憩の場及び道路情報、観光等の地域情報の提供といった営利を目的としない業務はもちろん、町内生産者が出荷した地元農林水産物、加工品等の販売やレストラン運営等の営利事業につきましても、継続的、安定的な管理運営が期待でき白石町の発展と地域振興に寄与できると判断し、公募によらず今回御提案いたしているところでございます。

指定の期間につきましては、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間といたしているところでございます。

以上、御審議の方よろしくお願いいたします。

○片渕栄二郎議長

暫時休憩します。

10時31分 休憩

10時50分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

○笠原政浩農村整備課長

それでは、私のほうから農村整備課所管の議案第10号「土地改良事業の事務の受託について」及び議案第11号「土地改良事業の事務の受託変更について」、関連いたしますので、あわせて御説明いたします。

この土地改良事業の事務の受託及び土地改良事業の事務の受託変更につきましては、現在施工中の国営筑後川下流土地改良事業が平成31年3月末をもちまして完了いたします。これによって造成された土地改良財産は、土地改良法の規定により関係市町に管理委託されることとなります。これに伴い、基幹水利施設管理事業は、武雄市、大町町、江北町及び白石町の4市町管理から拡張され、佐賀市、多久市、小城市の3市を加えた7市町管理となります。この基幹水利施設管理事業の事務につきましては、各市町で行う事務を代表市町であります白石町が受託し、規約を定め、各市町と協議することにつきまして、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決をお願いするものであり、議案第10号では新たに拡張される佐賀市、多久市、小城市とそれぞれ協議する規約案を、また議案第11号では追加管理する施設に伴い、平成25年に武雄市、大町町、江北町とそれぞれ協議した規約の一部を変更する案であります。

まず、議案第10号の土地改良事業の事務の委託に関する規約案、1ページ目をお開きください。

これは、佐賀市と協議する案でございます。

第1条は、目的を定めており、国営筑後川下流白石平野土地改良事業及び国営筑後川下流土地改良事業で造成された施設の管理を基幹水利施設管理事業佐賀西部地区として関連施設を一体的に管理することとし、その事務の一部を白石町に委託し、白石町はこれを受託することと定めております。

第2条は、佐賀市が白石町に委託する事務の範囲を定めております。

第3条は、事業の委託の管理及び執行の方法について定めた条文で、白石町の条例、規則、その他の規定によって行うものと定めております。

第4条は、委託事務の管理及び執行に要する経費は、委託費として佐賀市が負担することと定めており、第2項では、委託費の額はそれぞれの首長が協議して定めることとしております。

第5条は、予算の繰り越しについて定めております。

第6条は、その他必要な事項はそれぞれの首長が協議して定めることとしています。2ページ目をお開きください。

附則の規約の施行期日ですが、平成31年4月1日を定めることとしております。

3ページ目は多久市と、それから5ページ目は小城市とそれぞれ同様の規約案で協議することとしております。

次に、議案第11号「土地改良事業の事務の受託変更について」でございます。

今回の受託変更の主な内容につきましては、国営筑後川下流土地改良事業が平成31年3月末の完了に伴い、平成25年に武雄市、大町町、江北町とそれぞれ協議した土地改良事業の事務の委託に関する規約に、新たに造成された土地改良施設を追加する必要があるため、規約の一部を変更するものであります。

それでは、規約改正案を2ページ目の新旧対照表で御説明いたしますので、お開きください。

これは、武雄市と協議する規約改正案です。

第1条中、見出しを「目的」に改め、同条中、「国営筑後川下流白石平野事業造成施設」を「国営筑後川下流白石平野土地改良事業造成施設」に、「に限る」を「（及び国営筑後川下流土地改良造成施設（佐賀西部導水路、多久揚水機場及び附帯施設））」に、「基幹水利施設管理事業」を「基幹水利施設管理事業佐賀西部地区」に、「白石町は、」を「白石町は」に改めるものです。

第2条中、「維持管理に関する事務のうち」を削り、同条第3項中、「ため」を「ために」に改めるものです。

次に、第3条第2項中、「白石町」を「白石町長」に、「武雄市」を「武雄市長」に。

3ページ目をお開きください。

第4条1項中、「経費を」を「経費は」に、第5条中、「かかる」を「係る」に、第6条の見出しを「その他必要な事項」に、それぞれ改めるものでございます。

附則の規約の施行期日ですが、平成31年4月1日を定めることとしております。

4 ページ目からは大町町と、7 ページ目からは江北町と同様の規約変更案で協議することとしています。

以上、説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○喜多忠則建設課長

それでは、建設課所管の議案第12号「町道の路線変更について」御説明申し上げます。

町道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により議会の議決が必要なため提案するものでございます。

町道路線は、次ページの白石地域のその他の町道、下蓑具4号線でございます。現在の町道の起点は変えず、路線延長を短縮し、終点を変更するものでございます。この変更につきましては、町道下箕具4号線と地沈7号水路が交差する橋梁区間について、老朽化などによりボックス暗渠部に亀裂が生じ、また附帯施設の制水門についても傾きが確認されております。この復旧工事を早期に実施するため、農水省所管の事業で整備することが有利と判断いたしまして、町道の一部を廃止し、農道へ管理移管するものでございます。

次ページの町道路線の認定区間と参考の位置図をごらんください。

町道下蓑具4号線の起点はそのままとして、終点を白石町大字大渡字下十本松1266番地先とするものでございます。これにより、現在の町道下蓑具4号線の延長671.5メートルから373.1メートルを減じ、総延長を298.4メートルとするものでございます。

以上、説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○井崎直樹企画財政課長

おはようございます。

私のほうからは、一般会計の補正予算と当初予算のほうの説明をさせていただきます。

まず、議案第15号「白石町一般会計補正予算（第4号）」について御説明いたします。

補正予算書の1 ページ目をお願いいたします。

既決の歳入歳出予算総額に6,382万4,000円を追加し、補正後の予算を146億9,753万7,000円とするものでございます。

6 ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正でございます。追加分として5件、変更を1件計上しております。国の予算枠に係るもののほか、次年度に繰り越して執行する必要がある事業について繰越明許の補正をお願いしております。

次に、7 ページをお願いいたします。

第3表地方債補正です。過疎対策事業、臨時財政対策債、合併特例事業も、事業確定等により今回限度額の減額補正を行うものでございます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出全般にわたって最終的な実績見込み、入

札減や事業完了等に基づく減額補正と人件費の補正等を行っております。

まず、歳入の主なものについて説明させていただきます。

11ページをお願いいたします。

10款地方交付税でございます。普通交付税を1億6,835万9,000円補正しております。今回の補正により、平成30年度の普通交付税は45億5,935万3,000円となりますが、補正予算確定後に普通交付税655万3,000円の追加交付通知が来ております。これは、国において地方交付税の総額が増額したことから、平成30年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律が施行されたことに伴い追加交付となったものです。よって、本年度の普通交付税額は、45億6,590万6,000円です。平成29年度普通交付税と比較しますと、1億5,514万2,000円の減、率で3.29%の減となります。

なお、特別交付税につきましては、まだ交付決定通知が来ておりませんので、今回補正は行っておりません。普通交付税及び特別交付税の増額分や今後事業確定でさらに執行残等が見込める場合は基金へ戻したいと考えておりますので、3月末に専決処分をさせていただき、基金の確保に今後努めていきたいと考えております。

歳出について、21ページをお願いいたします。

21ページからが歳出、事項別明細書でございます。

今回の補正は、先ほど申し上げました入札減等により見込まれる不用額の減額補正や国、県からの事業確定等による減などで、総務費を除き減額補正が主な内容となっております。

22ページをお願いいたします。

5目の財産管理費の25節積立金でございます。3億4,037万9,000円です。財政調整基金へ3億円と、公共施設整備基金へ4,037万9,000円を補正しております。これにより、補正後の財政調整基金の残高見込みは約23億8,000万円となりますが、29年度末残高が約24億5,000万円でしたので、前年度の残高との比較では、まだ約7,000万円の減となっております。公共施設整備基金の残高見込みは約12億8,900万円と見込んでおまして、平成29年度末残高が12億6,300万円でしたので、今回の補正後の前年度残高との比較では、約2,600万円増となるようになります。

このほかの歳出につきましては、事前に配付させていただいております3月の補正予算再事業一覧表、及び今回議案と一緒に配付しております白石町3月補正予算説明資料の主要事項内容説明により省略いたします。

以上、補正予算書についての説明を終わります。

続きまして、当初予算の説明に移らせていただきます。

白石町一般会計当初予算のほうをお願いいたします。

議案第21号「白石町一般会計当初予算」の概要について説明をいたします。

当初予算書のほうをお願いいたします。

1ページ目をお願いいたします。

平成31年度白石町一般会計当初予算は、歳入歳出それぞれ145億1,400万円とするものでございます。

予算書の9ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為でございます。中小企業者に対する設備資金利子補給金、これ

は平成16年度から行っております事業で、平成32年から34年までの間、引き続き行う事業でございます。

次に、個別施設計画策定等支援業務でございますが、これは主要事項説明書の内訳説明書の5ページに説明を載せておりますので、後もってごらんいただきたいと思います。

10ページをお願いいたします。

第3表地方債でございます。本年度の事業に対し、過疎対策事業、臨時財政対策債、合併特例事業、それと消防施設整備事業で、総額18億4,020万円の借り入れを計上しております。

予算書の11ページをお願いいたします。

歳入の総括表でございますが、保育料において3歳以上児の無償化が新聞等で報道が出ておりますが、具体的な指示があっておりませんので、13款分担金及び負担金は例年どおりで編成をしております。今後国から具体的対応の指示があった段階で、補正により対応していくこととしております。

12ページをお願いいたします。

町債で前年度当初予算との比較におきまして、総額で2億6,520万円の増、率で16.8%の増となっております。平成30年度は道の駅整備で8億6,300万円の起債借り入れを当初予算で計上し、事業は完了いたしますが、平成31年度当初予算では、国営筑後川下流土地改良事業償還負担金のため、10億8,900万円の借り入れを予定しておりますので、町債借り入れ目標額、例年8億円と申し上げておりますが、大きな借入額となっております。

13ページをお願いします。

歳出の各款別総括表になりますが、平成31年度当初予算におきましては、10月1日から消費税が8%から10%に引き上げられる予定であるため、歳出におきまして、消費税相当分、増税分を考慮し編成をいたしております。また、プレミアム商品券事業を民生費の中に計上しております。

以上、主な要因により平成31年度当初予算は、前年度と比較し5億2,600万円の増、率で3.8%増となっております。

予算書の190ページをお願いいたします。

債務負担行為に関する調書でございます。

今回、括弧書きで西暦を今年度に限り追記しております。5月1日に元号が変わるため、西暦表示をあわせて今年度に限りさせていただきます。

続きまして、お手元に配付しております平成31年度白石町当初予算の概要書、A4縦のほうでございます。A4縦のほうをごらんいただきたいと思います。

平成31年度当初予算書の概要書、6ページぐらい、薄い紙になります。こちらのほうで概要の説明を続けてさせていただきます。

6枚ぐらいの薄い紙、A4縦になっております。

1ページ目でございます。

中段の歳入で、自主財源につきまして、平成31年度は45億9,358万円、前年度と比較して1億5,674万5,000円、3.5%の増とはなっております。主な歳入の増は、繰入

金が2億4,182万9,000円の増となっております、平成31年度当初予算編成に当たり、財源確保が非常に厳しく、基金繰り入れにより収支を保つ予算となっております。

依存財源につきまして、下の段でございますが、地方交付税を当初予算対比で前年度より5,000万円減と見込んでおります。国庫支出金が2億7,756万2,000円の増、前年度比で28.3%と伸びております。これは、保育所等施設整備補助金、町内2箇所の保育園等の改築事業と漁港整備事業補助金がふえた主な理由でございます。

2 ページ目をお願いいたします。

2 ページ目、上段に、町税の状況を掲載しております。中段で歳入総額に占める地方交付税、下段に町債の推移を合併後から掲載しておりますが、中段の地方交付税でございます。町債の割合でございますが、平成31年度の借入総額は18億4,020万円、過去2番目に大きな借入額となっております。一番大きな要因は、先ほど申し上げました国営筑後川下流土地改良事業償還金負担金でございます。

この結果、下段に町債の推移で、平成31年度末の残高は、143億7,315万2,000円と見込んでおります。

3 ページ目をお願いいたします。

上段が目的別予算でございます。

その下の性質別内訳でございますが、内訳の中のその他の経費の6補助費等で、比較としまして14億4,470万8,000円の増となっておりますが、これは先ほど説明いたしました国営筑後川下流土地改良事業償還負担金、約10億9,000万円が大きな要因でございます。

次に、8の投資及び出資金が2億750万7,000円と大きく伸びておりますが、これは平成30年度までは特別会計であった農業集落排水特別会計及び特定環境保全公共下水道特別会計の繰出金を企業会計経営へと移管したため、性質別の分析では、この投資及び出資金に分析されますので、大きく伸びた要因となっているものでございます。

4 ページをお願いいたします。

先に性質別の事業のところを申し上げましたけども、主な事業をここに掲載しております。

まず、補助費等です。補助費等の下から3段目でございます。国営筑後川下流土地改良事業償還負担金、一般型と書いてあります、こちらで10億8,948万1,000円。それから、普通建設事業の補助事業の欄の一番上でございます、保育所等施設整備費補助金で3億2,619万6,000円と表記ございます。内容はここのほうに主な事業等を上げております。

5 ページ目をお願いいたします。

5 ページ目の上段の表が投資的経費の推移を示した表になっております。その下に基金の残高を掲載しておりますが、財政調整基金のほうを御注目いただきたいと思います。29年度末で約24億円でしたが、平成30年度中は積み立てが約5億2,000万円に対し、取り崩しが約5億9,000万円と取り崩し額が大きく、平成31年度当初予算でまた6億円取り崩しておりますので、31年度末の基金残高としましては、約18億3,000万円と今見込んでるところでございます。基金全体の合計金額も平成30年度末は約93億8,000万円でしたが、平成31年度末の見込みでは約80億1,000万

円と、約13億7,000万円減少した結果となっております。

ただし、平成31年度から下水道が企業会計となりました関係で、農業集落排水及び特定環境下水道の減債基金約2億8,000万円をこの基金残高から除かれた数字となっておりますので、その点が大きく減った要因の一つでもございます。

6ページ目をお願いします。

6ページ目は、特別会計の当初予算の推移を計上させていただいております。農業集落排水特別会計と特定環境保全公共下水道特別会計、右下のほうに平成31年度から企業へ移行ということで書かせていただいております。

次に、当初予算の説明資料、主要事項内容説明書のほうをお願いいたします。A4の横でございます。

こちらの資料の92ページをお願いいたします。

92ページに平成31年度起債充当事業一覧表をつけております。ここで31年度事業で起債する対象事業と財源内訳表をつけております。

93ページをお願いいたします。

93ページには平成31年度ふるさと寄附金充当事業一覧表を添付しております。平成30年度中に寄附をいただき、基金に積み増した分を31年度で基金をこれらの事業に充当した事業を掲載したものでございます。なお、この充当に当たりましては、寄附者の意向を反映した充当ということで、充当割合を載せております。

95ページをお願いいたします。

95ページが、地方消費税交付金におきまして、消費税が5%から8%に引き上げられたときに、その増収分については社会保障施策に充当するよう定められておりますので、その事業の充当先を示した一覧表となっております。

以上、平成31年度当初予算書の概要説明といたします。

今回の当初予算におきましては、まだ確定しない要素のある事業等につきましては、内示があり次第、あるいは事業計画の精査ができ次第、補正予算等に対応するようしております。

以上で企画財政課所管の議案説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○門田和昭住民課長

それでは、住民課所管の議案について御説明いたします。

議案第16号「平成30年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」の主な内容について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ3,193万7,000円を増額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ35億265万円とするものです。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、7ページをお願いいたします。

7款県支出金につきましては、普通交付金の交付見込み額に伴い3,090万4,000円を増額するものでございます。

10款繰入金につきましては、子どもの医療費繰入金を一般会計からの交付見込み額に伴い93万4,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

2款保険給付費であります。1項療養諸費につきましては、当初給付見込み額より支出増のため、一般被保険者療養給付費1,490万4,000円を増額し、一般被保険者療養費につきましても200万円をそれぞれ増額するものでございます。

また、2項高額療養費につきましても、当初給付見込み額より支出増のため、一般被保険者高額療養費1,400万円を増額するものでございます。

9ページをお願いいたします。

3款国民健康保険事業費納付金の1項医療給付費分につきましては、財源内訳を国県支出金103万3,000円、その他93万4,000円をそれぞれ増額し、一般財源196万7,000円を減額する財源更正をするもので、補正額の増減はございません。

10款保健事業費、1項保健事業費につきましては、脳ドックにおいて当初予定250名から16人の減のため、人間ドック等委託料20万4,000円を減額するものです。

また、2項特定健康診査等事業費につきましては、受診者数が当初予定数よりも少なかったため、507万3,000円を減額するものでございます。

12ページをお願いいたします。

14款の予備費につきましては、見込まれる歳入歳出の差し引き余剰額を留保財源とするため557万7,000円を増額するものです。

続きまして、議案第17号「平成30年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の主な内容について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

既決予算の総額に歳入歳出それぞれ206万1,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ3億3,155万9,000円とするものでございます。今回の補正は、佐賀県後期高齢者医療広域連合運営経費等負担金の最終見込みによる補正等でございます。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、7ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料、特別徴収保険料につきましては、当初収入見込み額より収入増のため、836万8,000円を増額するものでございます。また、普通徴収保険料につきましても、同様の理由により348万1,000円を増額するものでございます。

次に、4款繰入金、一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金、保険基盤安定繰入金とも額の確定により、事務費繰入金については400万3,000円を減額し、保険基盤安定繰入金についても578万5,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

8ページをお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、最終見込みにより206万1,000円を増額するものでございます。

続きまして、議案第22号「平成31年度白石町国民健康保険特別会計予算」の主な内容について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ33億6,500万円とするものです。

5ページをお願いいたします。

前年度対比2,200万円の減、率にいたしまして0.6%減で予算を計上しているところでございます。

まず、歳入でございますが、7ページから8ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税につきましては、7億3,687万円で、歳入全体の21.9%を占める自主財源でございます。保険税の算定に当たりましては、県が納付金算定に使用した保険税課税対象額、被保険者数及び世帯数を参考に算定をいたしているところでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

7款県支出金でございます。県支出金24億1,428万6,000円のうち、97.5%を占めます普通交付金23億5,452万2,000円は、療養給付費、療養費、高額療養費等の支払いに充てる交付金です。

次に、10ページをお願いいたします。

10款繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分及び保険者支援分等として繰り入れられるもので、1億8,260万2,000円を繰り入れていただくものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

15ページから18ページをお願いいたします。

2款保険給付費につきましては、総額で23億6,652万8,000円を計上しております。歳出全体の70.3%になります。

19ページ、20ページをお願いいたします。

3款国民健康保険事業費納付金は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分として県に納める納付金でございます。総額で9億5,304万8,000円を計上いたしております。なお、医療給付費分については、一旦納付金として県に納めた上で、本町の療養諸費、高額療養費、移送費の全額を県から普通交付金としていただくことになります。

続いて、21ページをお願いいたします。

10款保健事業費、1項保健事業費のうち2目疾病予防費につきましては、人間ドック170名、脳ドック270名の受診枠を確保し、被保険者のさらなる健康増進に努めてまいります。予算額といたしましては701万6,000円を計上しております。

次に、22ページをお願いいたします。

2項特定健康診査等事業費につきましては、1,984万9,000円を計上いたしております。特定健診・特定保健指導につきましては、引き続き周知を図ることにより受診率の向上に努めてまいります。

続きまして、議案第23号「平成31年度白石町後期高齢者医療特別会計予算」の主な内容について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ3億3,740万円とするものです。

5ページをお願いいたします。

前年度対比950万円の増、率にいたしまして2.9%の増で予算計上をいたしております。

歳入についてでございますが、予算書の7ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、前年度対比14.3%増の2億1,336万7,000円を計上しております。

8ページをお願いいたします。

4款繰入金、一般会計繰入金であります。事務費繰入金と保険基盤安定繰入金につきましては、広域連合の運営経費等といたしまして事務費繰入金1,742万9,000円、保険料の軽減分を県と町で負担いたします保険基盤安定繰入金1億512万2,000円を計上しております。

次に、歳出について御説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、前年度対比3.2%増の3億3,512万1,000円を計上いたしているところでございます。

以上で住民課所管分の議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○片渕 徹下水道課長

それでは、下水道課所管の予算関係の議案第18号、議案第19号、議案第24号の3議案について御説明いたします。

議案第18号「平成30年度白石町農業集落排水特別会計補正予算（第4号）」について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、既決の予算から歳入歳出それぞれ1,282万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2,593万2,000円とするものであります。

今回の補正の主な理由につきましては、各種委託料の入札減と実績見込みによります事業費の減額補正が主な理由でございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

まず、7ページをお願いいたします。

歳入の主なものですが、2款使用料及び手数料、1目の農業集落排水事業使用料、現年度使用料809万1,000円の減額につきましては、平成31年4月より農業集落排水特別会計が公営企業会計に移行することから、3月末までの打ち切り決算になるため減額補正をするものでございます。

5款繰入金の1目一般会計繰入金の総務管理費繰入金521万8,000円の減、及び資源循環施設管理費繰入金141万9,000円の減額については、実績見込みによる減額、また公債費繰入金182万2,000円の減は、元金償還金の確定による減額でございます。

2目の特別会計繰入金の特定環境保全公共下水道特別会計繰入金606万7,000円につ

きましては、公営企業会計に移行することで3月末で打ち切り決算を行うことになり
ますので、不足分を特定環境保全公共下水道特別会計から繰り入れて調整を行うもの
でございます。

8ページをお願いいたします。

7款諸収入、1目雑入の中の管路移設補償費180万4,000円の減については、下区地
区の県道武雄福富線道路改良工事に伴います管路移設の補償工事の実績により減額補
正を行うものでございます。

9ページをお願いいたします。

歳出の主なものにつきましては、1款総務費、25節積立金の農業集落排水処理施設
維持管理基金元金積立金490万2,000円の減については、打ち切り決算による未収金分
に充当するため、積み立てを行わず減額するものでございます。

2款施設管理費の1目污水处理施設管理費、及び10ページの2目資源循環施設管理
費につきましては、主に実績見込みによります補正の減額でございます。

3款施設整備費につきましても、実績見込みによります減額補正でございます。

11ページをお願いいたします。

4款の公債費、元金償還金の182万2,000円の減につきましては、額の確定によりま
す減額をするものでございます。

議案第18号については以上でございます。

続きまして、議案第19号「平成30年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計補正
予算（第3号）」について御説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、既決の予算から歳入歳出それぞれ2,411万1,000円を減
額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億141万3,000円とするものであります。

今回の補正の主な理由につきましては、実績見込みによります減額補正でございま
す。

補正予算の主な事項について御説明いたします。

7ページをお願いします。

歳入につきましては、2款使用料及び手数料、1目の下水道使用料200万円の減に
つきましては、平成31年4月より特定環境保全公共下水道特別会計が公営企業会計に
移行することから、3月末までの打ち切り決算になるため減額補正をするものでござ
います。

5款の繰入金、1目一般会計繰入金の総務管理費繰入金の62万4,000円の減は、実
績見込みによる減額と、公債費繰入金の111万1,000円の減は、償還額の確定により減
額補正をしております。

8ページをお願いします。

8款町債につきましては、額の確定による減額でございます。

9ページをお願いいたします。

歳出の主なものを説明いたします。

1款総務費、1目の総務管理費の13節委託料の公営企業会計移行業務委託料200万
円の減額につきましては、入札減によるものでございます。25節積立金は、特定環境

保全公共下水道処理施設維持管理基金元金積立金の740万4,000円の減につきましては、打ち切り決算により農業集落排水事業の不足分へ充当するため、積立金を減額するものでございます。28節繰出金の農業集落排水特別会計繰出金606万7,000円につきましては、公営企業会計に移行することで6月末で打ち切り決算を行うこととなりますので、特定環境保全公共下水道特別会計から農業集落排水特別会計へ繰り出し、調整を行うものでございます。

10ページをお願いいたします。

2款施設管理費及び3款公共下水道費については、入札減及び実績見込みによりそれぞれ減額補正をお願いするものでございます。

11ページの4款公債費につきましては、本年度借り入れした町債の元金償還金の確定により66万2,000円の減額と、12ページの利子償還金についても、額の確定によりまして51万9,000円の減額をお願いしております。

以上でございます。

続きまして、議案第24号「平成31年度白石町下水道事業会計予算」について御説明申し上げます。

まず、1ページをごらんください。

第2条の業務の予定量でございますが、年間有収水量として50万1,238立方メートルで、次の主な建設改良事業は、特定環境保全公共下水道施設整備事業といたしまして4億5,059万5,000円、農業集落排水機能強化事業といたしまして4,090万円を予定しております。

第3条、収益的収入及び支出でございますが、まず収入の第1款下水道事業収益については、第1項営業収益と第2項営業外収益を合わせまして、10億3,090万2,000円を予定しております。一方、支出でございますが、第2款下水道事業費用として、第1項営業費用から第4項の予備費までを合わせまして、6億7,809万1,000円を予定しております。

続きまして、第4条の資本的収入及び支出でございますが、収入の第3款資本的収入については、第1項企業債から第7項出資金まで合わせまして、7億1,730万4,000円を予定しております。続いて、支出でございますが、第4款資本的支出については、第1項建設改良費と第2項企業債償還金を合わせまして、8億1,851万3,000円を予定しております。

第4条の2の特例的収入及び支出については、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の額を計上しております。

第5条の企業債については、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

第6条の一時借入金については、限度額を6億円と定めております。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めております。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めております。

第9条は、他会計からの補助金を定めております。

それでは、予算の詳細につきましては、19ページ以降の当初予算実施計画明細書で

御説明いたします。

19ページをお願いいたします。

まず、1款下水道事業収益、1目の下水道使用料を9,210万円としております。

2款の営業外収益の主なものといたしまして、4目の他会計補助金でございますが、4億7,230万4,000円をお願いするものであります。

また、6目の長期前受金戻入といたしまして、国庫補助金や工事負担金に係る長期前受金戻入といたしまして、2億205万4,000円を計上いたしております。

これらにより、19ページの上段にありますが、下水道事業収益の総額は10億3,019万2,000円となっております。

21ページをお願いいたします。

支出の2款下水道事業費用、1項の営業費用、1目環境費については、主に農業集落排水事業で整備いたしました真空ステーションや特定環境保全公共下水道で整備しましたマンホールポンプ等の管理費を計上しております。

3目の処理場費については、処理場の管理費について計上をしております。

次に、22ページの5目総係費については、下水道課職員6名の人件費と各システムの保守や少量の徴収事務及び機能強化事業の下区地区の団体営設計業務委託料が主な支出内容でございます。なお、人件費の内容につきましては、予算書の9ページから11ページのほうの給与明細書に記載をしております。

続きまして、23ページの中段の7目減価償却費は、下水道施設の減価償却といたしまして、4億1,305万5,000円を計上いたしております。

次に、2項の営業外費用につきましては、1目の支払利息といたしまして、企業債利息と一時借入金利息と合わせて7,751万2,000円を計上し、また3項特別損失の欄では、職員の賞与引当金といたしまして676万円を計上いたしております。

これらにより、下水道事業費用の総額は、21ページの上段にありますが、6億7,809万1,000円となっております。

続きまして、25ページ以降の資本的収入及び支出でございますが、3款資本的収入の主なものは、1項企業債で2億4,730万円、2項国庫補助金としまして1億9,920万円、7項出資金2億1,101万2,000円を計上いたしております。

27ページの4款資本的支出につきましては、1項建設改良費として詳しくは当初予算の説明資料の101ページと102ページに掲載をいたしておりますけれども、21節の委託料として特定環境保全公共下水道の管路工事や農業集落排水機能強化事業に伴う測量設計委託料を3,650万円、23節の工事請負費といたしまして4億2,740万円を計上いたしております。

また、28ページの2項企業債償還金といたしまして、3億861万8,000円を計上いたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第4

○片渕栄二郎議長

日程第4、報告第1号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定につ

いて)」説明を求めます。

○井崎直樹企画財政課長

報告第1号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」御説明申し上げます。

1枚お開きください。

相手方をここに記載しておりますが、2段書きとなっております。上の段の方が車を運転されていた方で、下の段の方は事故により圃場に車が落ちたことにより補償する相手方となっております。お二人でございます。

先に事故の概要を御説明いたします。

事故の概要、下のほうに書いておりますが、平成30年9月5日午後2時8分ごろ、町の職員が公用車で白石町福富の937番地3付近の町道を白石方向へ運転中に、交差点に差しかけたときに相手の車が南方より走行されまして、公用車と追突したという事案でございます。

和解の内容及び損害賠償としまして、1が町が相手の車の物損に対し賠償するもので、2がその金額でございます、20万5,340円。3が相手方の圃場の損害に対し賠償するものです。4がその賠償額1万3,729円です。和解ができましたので、平成31年2月15日付で専決処分をしたものでございます。

以上、報告の説明を終わります。

○片渕栄二郎議長

以上で本日の議事日程は終了しました。

明日から一般質問ですので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会します。

11時53分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成31年3月4日

白石町議会議長 片 渕 栄二郎

署 名 議 員 大 串 武 次

署 名 議 員 吉 岡 英 允

事 務 局 長 小 柳 八 束